

令和6年度美浦村における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な方針を定めるものとする。

2 適用範囲

調達方針の適用範囲は、村の執行機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

3 障害者就労施設等からの物品等の調達方法

- (1) 村の執行機関に法の趣旨を周知するとともに、障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報を収集し、円滑に障害者就労施設等へ発注することができるよう努めるものとする。
- (2) 必要に応じて、共同受注窓口の機能を有する茨城県共同受発注センターを活用し、受注機会の拡大に努めるものとする。

4 調達目標

障害者就労施設等からの調達目標は、障害者就労施設等への発注予定に関する調査結果及び当該年度の予算又は事業の予定等を勘案して以下のとおりとする。

調達目標額 50千円

5 調達推進方針及び調達実施の公表

この方針や調達実績については、ホームページ等により方針策定後（又は調達実績の集計後）速やかに公表する。

6 調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、保健福祉部福祉介護課とする。